

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(3 月 29 日)
(第 10 号)

第 10 号
3 月 29 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第10号

○平成22年3月29日（月曜日）

議事日程（第10号）

平成22年3月29日（月）午前10時開議

- 第1 議案第72号から議案第82号まで
〔提案説明、質疑、委員会付託〕
- 第2 議案第72号から議案第79号まで、議案第81号及び議案第82号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第72号から議案第82号まで
- 日程第2 議案第72号から議案第79号まで、議案第81号及び議案第82号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治
4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝

37	番	森 本 繁 史
38	番	吉 川 実
39	番	舟 橋 裕 幸
40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	西 塚 宗 郎
44	番	萩 野 虔 一
45	番	永 田 正 巳
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	萩 原 量 吉
50	番	藤 田 正 美
(51)	番	欠 (員)
(52)	番	欠 (員)
(42)	番	欠 番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	青 木 正 晴
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司
書 記 (議事課主幹)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
-----	---------

副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
総 務 部 長	植 田 隆
健康福祉部長	堀 木 稔 生
県土整備部長	北 川 貴 志
総務部副部長兼総括室長	北 岡 寛 之
総務部総括室長	中 川 弘 巳
健康福祉部副部長兼総括室長	亀 井 秀 樹
県土整備部副部長兼総括室長	廣 田 実
総 務 部 室 長	中 田 和 幸
教育委員会委員長	牛 場 まり子
教 育 長	向 井 正 治
教育委員会事務局副教育長兼総括室長	山 口 千代己
人事委員会事務局長	梶 尾 郁 郎

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第72号から議案第82号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

追加提出議案件名

- 議案第72号 平成21年度三重県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第74号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第75号 三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第76号 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 三重県県税条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第80号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第81号 工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）堅神工区）国補道路改良工事）
- 議案第82号 工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）河内工区）国補道路改良工事）

議案の上程

- 議長（三谷哲央） 日程第1、議案第72号から議案第82号までを一括して議題といたします。

提案説明

- 議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

- 知事（野呂昭彦） ただいま上程されました補正予算1件、条例案8件、その他議案2件、合わせて11件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第72号の平成21年度一般会計補正予算は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付額の決定に伴い、国庫支出金を8557万7000円増額するととも

に、県単公共事業について同額を増額補正するものです。

また、民間事業者が補助金により取得した財産を処分することに伴う補助金相当額の納付として、諸収入について4億1383万2000円を増額するとともに、財政調整基金繰入金について同額を減額補正するものです。

次に、補正予算以外の諸議案について説明いたします。

議案第73号、第74号、第78号及び第79号は、労働基準法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

議案第75号及び第76号は、関係法令の一部改正にかんがみ、規定を整備するものです。

議案第77号は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

議案第80号は、関係法律の施行に伴い、授業料等に関する規定を整備するものです。

議案第81号及び第82号は、工事請負契約を締結しようとするものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（三谷哲央） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前11時18分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） この際、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第73号、議案第74号、議案第78号及び議案第79号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

以上で報告を終わります。

人委第266号

平成22年3月29日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成22年3月29日付け三議第271号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第74号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第78号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、労働基準法の一部改正等にかんがみ、時間外勤務手当及び時間外勤務代休時間等について所要の規定を整備するものであり、適当と認めます。

○議長（三谷哲央） 議案第72号から議案第82号までの審議を継続いたします。

質 疑

○議長（三谷哲央） 本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

[24番 真弓俊郎議員登壇・拍手]

○24番（真弓俊郎） 私は、今回の上程されております議案第73号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案はじめ、74号、78号、79号に関して質問をしたいと思えます。

この内容は、主には60時間を超える超勤の場合については代休処置を行うというのが一番の大きなところだと思うんですけども、本来、この労働基準法の改正、国によってなされてきたわけですが、その大もとは長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するという内容になっています。

今回に処置によって、県の職員の皆さんの健康を確保する、このことにつながるかどうか、現状も踏まえてお聞きしたいと思うんですけども、まず、知事、県の職員の皆さんの年休の消化率、どれぐらいになっているかというのは御存じでしょうか。

○総務部長（植田 隆） 知事部局におきましては、18年から20年の実績でございまして、大体14日程度、70%程度消化できておるのかなと考えております。

以上です。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） 70%という回答、14日程度というのを聞きましたけれども、本来は100%消化していないといけないというか、することが当然だというふうに考えています。今、県の職員の皆さんの長時間労働、残業、莫大なものになっているのを聞いております。

特に、議会の中で問題になれば、「美し国おこし・三重」が問題になった政策部の人たちの残業がどっと増えるや、あるいは新博物館問題やと生活・文化部、病院やと健康福祉部の皆さんがどっと残業せなあかんというので、どうもその怨嗟が議会のほうに向かっている。これは本来あるべき姿ではないと思うんですね。きちっと対応できるような職員配当こそ求められていると思うのに、長時間労働を抑制することに本当につながるのかどうか疑問だというふうに考えています。

実際に、例えば学校現場、僕も経験してきた教職員の現場でいいますと、今、年休の消化率が12.5日ぐらいだそうです。これは平均した数字になってくるもので、私自身の経験からいうと、年に2日か3日とればええというのが当たり前の状況の話だったんですけども、ここで問題なのは、代休処置、御存じのように教職員には残業というのが認められていませんので、代休処置を行っています。代休で休んで、その消化率はどれぐらいかというのを聞こうと思ったんですけども、そんなことは聞かんといってくれというのも言われましたし、多分調べていないと思います。

現在に、県の職員の皆さんも、例えば日曜日なんかには何かのイベントか何かで駆り出されたときは代休処置があると思うんですけども、その消化率、代休を全部とっているかどうか、どれくらいとっているかというのは調査されているでしょうか。

○総務部長（植田 隆） 週休日の振りかえとか休日代休が実際に取得できているか等の詳細については把握しておりませんが、職員の健康管理面、それから総勤務時間の縮減のためにも、週休日とか休日の確保は重要であると考えております。

職員が振りかえとか代休を確実に取得できるよう、引き続き各部局に徹底し、進めていきたいと考えております。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） 私どもは、従前から、教職員や県職員の皆さんの働き過ぎについて指摘もしてまいったところです。その現状がなかなか改良の方向へ行かない。それどころか、どんどん職員数が減らされて、残業が増えて困っているという声をいっぱい聞いておるわけですけども、それが改善されていないのに、今回、この60時間を超えるものには代休処置ができるよ、それが県職員の皆さんの長時間労働を抑制し、職員の皆さんの健康を確保することにつながるかどうか、そこら辺はどうでしょう。

○総務部長（植田 隆） 1人当たりの総勤務時間数につきましては、平成21年度ですけども、これは見込みなんですけども、総勤務時間としては1915時間ということで、前年の20年度と比べますと、前年度は1953時間ということで40時間近く総勤務時間は減っております。

御指摘の時間外については、170時間が192時間ということで20時間余り増えておりますけれども、一方、年休につきましても、110時間が114時間ということで、時間外も増えておりますけれども、年次有給休暇も増えております。そういう中で、総勤務時間数を減らしていくと、総勤務時間が減っておるという状況の中で、職員の長時間の勤務については、今後この制度も入れて、管理職のほうがコスト意識を持って削減に取り組んでいきたいと考えて

おります。

[24番 真弓俊郎議員登壇]

○24番（真弓俊郎） 年休の消化率も増えてきたし、残業も総時間はちょっとは減ってきているということなんですけれども、今回、国の改定によって、労基法の改正によりまして出てきた60時間を超える時間外の勤務については代休をという、それやけれども、今お聞きしたら、今までの代休処置、どれぐらい消化されているのか把握していない、代休処置しか手当ができない教職員についても把握ができないという現状の中で、そんな忙しい部局で代休をもろうても休めるわけがないやろうと。それこそ年休をとって、こそこそと県庁の隅っこで仕事をせなしゃあないのかなという現場の声もあるわけなんです。

このことに、代休処置を確実に実行していくという方法が付与されていないと、これはもうそれこそ絵にかいたもちになってしまうんやけれども、代休処置でなった場合、これは御本人が時間外手当か代休かというふうを選ぶということもおっしゃられましたけれども、代休にした場合、確実にとれるような方策みたいなのは一緒に考えておみえになると思うんですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○総務部長（植田 隆） 真弓議員御指摘のように、代休措置については本人の選択制でできることになっております。ですから、本人が代休措置をとりたいということであれば、できる限り本人の意向に沿うように徹底をしていきたいと考えております。

[24番 真弓俊郎議員登壇]

○24番（真弓俊郎） もう時間がないので、これで終わるけれども、実際には休みたくても休めない、さっきも女性の職員の方にお聞きしたんですけれども、生理休暇って今どうなっているのと、その方はきょとんとしてみえました。

今働く県職員の皆さん、あるいは教職員の皆さんについても、自分たちの休暇ということについては非常に困難をきわめている、それが様々な問題も

起こしているという原点なので、そこら辺のことはしっかりと今後対応をまずしていただきたいなと思います。

終わります。(拍手)

○議長(三谷哲央) 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○9番(中川康洋) 公明党の中川康洋でございます。

年度末押し迫りの中、議案質疑をするのも大変に申しわけない部分はあるんですが、県民に重要な税制改正等も出ておるといことで、あえて質疑をさせていただきます。

議案第77号三重県県税条例の一部を改正する条例案につきまして、この中身において、例えばたばこ税の著しい増税とか、暫定税率の実質維持等に関しては、本来言いたいことはいっぱいありますけれども、地方で議論をしても限界がありますので、それは今日はここでは議論をせずに、それ以外のところで、まず初めに、個人住民税の扶養控除の見直しについてお伺いをしたいと思います。

今回は、個人住民税の扶養控除の見直し、具体的には16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円の廃止と特定扶養控除の上乗せ部分12万円の廃止が入られておるわけですが、この扶養控除の廃止に関しては、国のほうで今後まもなくこの制度が変わる可能性があるというふうに私は思います。

ゆえに、なぜ今回、このような改正がなされるのかという目的なり方向性の周知すること、その説明のきめ細やかな説明を行うことの必要性があると思うのと同時に、今回、個人住民税の扶養控除の見直しによって、県としては、平成24年度分の県税収入から24億余りの増税が見込まれるわけですが、ただでさえ今、個人県民税に関しては収入未済額が増加をしておる傾向があります。そういう中において、この24年度分から扶養控除の見直しに伴う県民税が増えると、さらに収入未済額が県として増える可能性は十分考えられるというふうに思うわけですが、24年度分の県税収入までにその未済額が増えることに対する対策を考えておく必要があると思います。

ども、そういったことも含めて、今回の県税条例の改正をなされるのかどうか、その収入未済額が増えるのではないかというところの対策についてお考えがあれば、初めにお伺いをしたいと思います。

○総務部長（植田 隆） 個人住民税につきましては、さきの2月議会におきまして、特別徴収の制度の促進でありますとか、県と市町との共同によります特別徴収の班の設置等の条例改正を認めていただいたところでございます。

もともと、この個人住民税につきましては、三位一体の改革に伴う税源移譲によりまして、それまで所得税で取っておった分を住民税に移管するということで、住民税のフラット化ということで10%のフラット化をされております。

そのときに、これまで所得の割合に応じまして、5%、10%、13%という個人住民税の税率がございましたけれども、それを一律10%にしたということで、所得の低い方の5%の分が10%に引き上げられる、所得の高いほうの方が、13%のものが10%に引き下げられて、それぞれ全部10%という形になったわけです。

それを契機にして、今回、税源移譲の中で、個人県民税、個人市町村民税も含めまして、先生御指摘の収入未済額が増えておるということで、現在50億余りの収入未済額が県税の分でございます。

今回、この扶養控除の廃止に伴いまして、そういう部分が増えるのではないかという御指摘ですけれども、恐らく増えるのではないかなということで私たちも見込んでおりまして、そういう意味も含めまして、新年度から市町と県とのコラボレーションによる対策班の設置等の対策を考えておるところでございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

今、指摘のとおりで、この扶養控除の見直しがされると、一般的に所得の余り高くない方々において対象者が増える可能性がある、そういった部分においては、結果的に収入未済額が増える可能性があると思います。

その部分を今から対策として考えておくこと、今、こういったことを考えているという話がありましたけれども、その対策としてもポイントは、やはり私は特別徴収だというふうに思いますので、そのところ、具体的に御検討をいただくことが非常に肝要であるというふうに思います。

それと、もう一つ、今回、ゴルフ場利用税における課税免除制度の新設というのが議案の中に入っておりますが、これは今年の9月の17日から21日まで行われますスポーツマスターズ三重大会におけるゴルフ競技、具体的には13日から15日まで行われる、この内容に関しての制度だというふうに思います。

それで、スポーツ振興の観点から、この減免制度はとても重要な方策であるというふうに思っております。これ、少し調べさせていただきましたら、今年度開催をいたしました静岡県は全額免除ではなくて半額免除だったというふうに伺っております。それを今回、この三重県において全額免除にしたというところ、これ、非常に重要な内容だというふうに私は思うわけですが、静岡県は今年度半額免除でしているところを全額免除にしたところの改めての理由といえますか、お考えを伺わせていただきたいと思っております。

○総務部長（植田 隆） ゴルフ場利用税におきます課税免除の扱いですけれども、確かに昨年の静岡大会では2分の1の軽減措置でございました。ただ、それ以前の第4回から第8回、16年度から20年度までのそれぞれの県の開催におきましては、今回三重県が考えております課税免除と同じ扱いをしております。

今回、課税免除とさせていただきますのは、まず、三重県が招致をしたということもございまして、おもてなしの心を税の形であらわすという形の中で考えさせていただきましたら、今回のスポーツマスターズ大会につきましては、全国規模の3大会であるという中で、国民体育祭とスポーツ・レクリエーション祭との中間的な大会であり、特に競技志向の高いシニア世代を対象としておりますもので、国民体育大会に関する機能を有しておるのではないかということから、今回、課税免除の措置を設けさせていただきたいと

考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） 非常に具体的な御説明をありがとうございました。

おもてなしの心で800円というのはちょっと安いような気もしますけれども、おもてなしの心でしていただいたと。

確かに今御説明いただいたとおり、昨年開催の静岡県は半額免除だったんですね。しかし、それまでの4回から8回までのやつは全額免除だったわけです。ですから、今回の三重県がどうするかということは非常に重要なポイントだったというふうに思います。

そこを静岡県の半額免除ではなく、新たに条例を新設したことによって全額免除にしたということは、今後のマスターズにおけるゴルフ競技においても、やっぱり競技のスポーツの振興という部分において、全額免除の流れを引き続きつくることのできたのではないかというふうに思いますので、三重県の今回のおもてなしの心における英断は、これからのマスターズにおいても重要な英断だったのではないかなというふうに思います。

不明な点を正ささせていただき、議案の質疑を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、議案第72号から議案第82号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
7 4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
8 1	工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）堅神工区）国補道路改良工事）
8 2	工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）河内工区）国補道路改良工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
7 9	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
7 2	平成21年度三重県一般会計補正予算（第14号）
7 3	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
7 5	三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例の一部を改正する条例案
7 6	三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案
7 7	三重県県税条例の一部を改正する条例案

78	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
80	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

先議議案の審査期限

○議長（三谷哲央） この際、お諮りいたします。議案第72号から議案第79号まで、議案第81号及び議案第82号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、3時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休 憩

○議長（三谷哲央） 常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時52分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
81	工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）堅神工区）国補道路改良工事）
82	工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）河内工区）国補道路改良工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月29日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 中森 博文

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
79	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月29日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 青木 謙順

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件名
74	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月29日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

政策総務常任委員長 辻 三千宣

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
72	平成21年度三重県一般会計補正予算（第14号）
73	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
75	三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例の一部を改正する条例案
76	三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案
77	三重県県税条例の一部を改正する条例案
78	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月29日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 山本 教和

委員長報告

○議長（三谷哲央） 日程第2、議案第72号から議案第79号まで、議案第81号及び議案第82号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中森博文県土整備企業常任委員長。

〔中森博文県土整備企業常任委員長登壇〕

○**県土整備企業常任委員長（中森博文）** 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第81号工事請負契約について（一般国道167号第二伊勢道路（2号トンネル（仮称）堅神工区）国補道路改良工事）外1件につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

今回、本委員会に付託されました議案に係る工事請負契約については、2件とも予定価格に対して非常に低い金額での落札決定となっています。

県当局におかれては、適正な施工が確保されるよう特に留意して取り組んでいかれること要望します。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（三谷哲央）** 青木謙順教育警察常任委員長。

〔青木謙順教育警察常任委員長登壇〕

○**教育警察常任委員長（青木謙順）** 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第79号公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（三谷哲央）** 辻 三千宣政策総務常任委員長。

〔辻 三千宣政策総務常任委員長登壇〕

○**政策総務常任委員長（辻 三千宣）** 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第74号職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

本議案は、月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、その60時間を超えて勤務した時間に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を与えることができるようにするものです。

県当局は、時間外勤務や代休の取得など職員の労働状況を把握し、職員の健康管理にさらに努められるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 山本教和予算決算常任委員長。

〔山本教和予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本教和） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第72号平成21年度三重県一般会計補正予算（第14号）外5件につきましては、本日該当の分科会及び委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第72号、議案第75号及び議案76号については、全会一致をもって原案を可決、議案第73号、議案第77号及び議案第78号については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

○49番（萩原量吉） お許しをいただきまして、ただいま上程中の10議案中、私たち日本共産党三重県議団は、議案第73号、74号の2件と、78号、79号、これは職員と公立学校職員の給与に関する条例改正、それから、勤務時間、休暇等に関する条例改正、この4件と、いま一つ、議案第77号の三重県県税条例の一部を改正する条例案、この5件には反対、他は賛成であることを表明して、討論を行いたいと思います。

まず、この職員、公立学校職員の給与の条例、あるいは勤務時間、休暇等の条例の一部改正でありますけれども、これも既に議案質疑等でも明らかになっておりますように、労働基準法改正をもとにするとはいえ、一定の改善部分もあるわけでありましてけれども、長時間労働を抑制するとか、労働者の健康を確保するというような内容ではないと指摘しなければなりません。

端的に言って、県職員の中でも月60時間を超える労働者、県職員が700人、17%にも及んでいるという、知事部局だけでありますけれども、こういう状況がある。今、日本の労働者の総実労働時間は2000時間を超えているんですね。横ばいの状態だと。

それから、有給休暇の取得率、これ、年々低下しているという実態ですね。県職員14日と言っておりますけれども、なかなかとりたくてもとれない。

それから、昨年度、長時間労働や仕事のストレスなどで過労が原因で自殺をされたという、労災認定を受けた人が81人、これは過去最多でありますけれども、長時間労働は全く改善されていないわけでありまして。これでは、割増賃金の支払いを求めても、ますます過労死を生み出すような、そういう長時間労働に拍車をかけてしまう心配があります。

また、この人たちをそれぞれ代休によってというような形に与えるとしても、むしろ、年休さえとれないのに代休がとれるのか、こういう問題も当然のこととして指摘せざるを得ません。

やはり私たちは、この労働時間の改善というのは、例えば残業時間の割増率をすべて50%にする、すべてです。月60時間などというような、過労死寸前というような、そんなところではなくて、50%に引き上げるとか、ある

いは残業時間の上限は法律で規制すべきだ。さらにはまた、日々の労働時間を規制するために、例えばEU諸国のように、連続休息時間を24時間のうち11時間を確保しなければならない、これ、EUの労働基準法に当たるものでありますけれども、こういうことを明確にするといったような改善が必要です。

この条例は、今、教職員、県職員の問題でありますけれども、一般労働者では、この法律は大企業のみが適用になって、中小企業が適用外だって、そんなおかしい法にもなっているわけですね。

やはりその意味でも、人を増やして長時間労働をなくしていくということ、今、正規労働者は物すごい超勤で過労死を生むような、なかなかいけない。そして、非正規の労働者はそれこそ大量にあふれているとか、雇用の調整弁になっているとかいう、こういう不均衡をなくしていくということが非常に大事だと思います。

さっきちょっと聞いたんですが、この県庁の入り口の守衛さんに、帰り何時ごろになる人が多いですかということを聞きました。この間、午前2時だっていう話も聞きましたもんで、12時過ぎてかぎを返しに来る職員はおりますか、月に何日ぐらいありますかと言ったら、これは最近は年度末だということも手伝うかもしれませんが、大体12時過ぎて返してくるという人が、どこかの階にどこかの部屋に必ずありますとおっしゃってみえた。これはもう本当にひどい、県庁不夜城そのもの。私は、これをますます労働時間を増やすというような、過労死を生むような、こういうような状況は断じて許せない、このことを反対の理由として明確に述べたい。

次に、議案第77号の三重県県税条例の一部改正について、これは地方税法の改正に基づく県税条例の改正でありますけれども、これは昨年の衆議院選挙、民主党のマニフェストには、皆さんも御承知のとおり、暫定税率の廃止というのを約束したのに、暫定税率は廃止をした上で、当分の間、現在の税率水準を維持するという全くわけのわからない状況になっているわけですね。

しかも、個人住民税の扶養控除の見直し、これは16歳未満の扶養控除、こ

れが33万円、この控除の廃止でありますし、16歳から19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分12万円の控除の廃止という形で大変な大增税になるわけですね。これはやはりマニフェスト違反だとはっきり私たちは指摘をしなければなりません。

まさに、2006年度の定率減税の廃止に次ぐような過去最大規模の大增税、これが本年度から具体的に出てくるということにもなるわけでありまして、扶養控除の見直しに伴う影響額は何と24億6780万円、こういう大增税を私たちは今、これに手を貸そうとするのかどうか、このことが今問われているわけであります。

しかも、この増税分の使い道が批判、問題点の多い子ども手当の財源とか、子育て政策補助金の一般財源化とセットとなっていますから、民間保育園への国庫補助の一般財源化の財源、あるいはまた規制緩和を一層進めるものになるという、そういう心配のあるところでもあります。

国会では、私たち日本共産党とともに、自由民主党、公明党がこの地方税法改正にも反対をされたところであります。

先ほど国会総務委員会の会議録を見ますと、なかなかすばらしい演説をされております。そもそもマニフェストを形式的に守らんがために、暫定税率を廃止して、当分の間、税率を設けるという詐欺師顔負けの説明を勞し、子どもでも言わないような詭弁を弄し、マニフェストの誤りを覆い隠そうとしたこと自体、羊頭狗肉を地でいくものであります。

私たちの党は、こんなことはよう言いませんけれども、なかなか自民党の勇気のある反対討論だということでもありますし、公明党の反対討論でも、子ども手当のまともな設計も示さず、その一方で、公約違反の扶養控除廃止による大增税を押しつけ、保育、子育てへの国の責任を投げ捨てるやり方は容認できません。非常に明確に言われている。

私たち、大いに賛成で、今日は自民党、公明党の皆さんと御一緒に反対で否決ができるのではないかとわくわくして来たのでありますけれども、ぜひ私のこの討論に賛意も表明してもらいたい。このことを強く求めたいと思

ます。

先ほどゴルフ場の利用税で、何と課税免除するのはおもてなしの心でという話が総務部長からも出ましたけれども、おもてなしをしなきゃならんような、やっぱりゴルフのそういうよそから来る選手に対してではなくって、それこそ、払いたくても払えない住民税が大変滞納しているという、この県民に対して、思いやりや優しさやおもてなしの心をこそ注いでもらいたい。このことを私は強く申し上げておきたいと思うわけでございます。

知事は、法律に縛られるという問題があるかわかりませんが、地方議会は、それこそ、今、地方主権とさえ民主党は言うているわけでありまして、そのことに縛られずに、どうぞこのような条例をきっぱり反対をして、そして、国に対しても迫っていくといったような、そういう改善が今切実に私たちに求められているのではないか、このような重税を押しつけるべきではないという点も、ぜひ皆さんの賛同を得るように心からお訴えをいたしまして、反対討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第72号、議案第75号、議案第76号、議案第81号及び議案第82号の5件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第73号、議案第74号及び議案第77号から議案第79号までの5件

を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明30日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明30日は休会とすることに決定いたしました。

3月31日は、午後3時より本会議を開きます。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時10分散会